

返金規定

1. 採用予定者がその採用決定後、甲の採用を辞退した場合、乙はコンサルタント料を甲に次の条件で速やかに返還しなければならない。

採用予定者が入社日より 1 ヶ月以内に自己都合退社した場合はコンサルタント料の 50%を返還するものとし、入社日より 3 ヶ月以内に自己都合退社した場合はコンサルタント料の 25%を返還するものとする。

2. 採用予定者の採用決定後、甲の理由に起因する退職あるいは採用取消、甲の都合による解雇の場合には前項は適用されない。